

福岡県新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための 救急・周産期・小児医療体制確保事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 福岡県新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業費補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、その交付については、福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、令和5年5月8日付け医政発0508第12号・健発0508第6号・薬生発0508第4号厚生労働省医政局長・厚生労働省健康局長・厚生労働省医薬・生活衛生局長連名通知「令和5年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱」（以下「実施要綱」という。）「3（17）新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業」（以下「（17）」という。）アに定める救急・周産期・小児医療の体制確保を行うことを目的とする。

(交付の対象)

第3条 この補助金は、発熱や咳等の症状を有している新型コロナウイルス感染症が疑われる患者（以下「疑い患者」という。）を診療した実績がある医療機関（以下「事業者」という。）が行う実施要綱（17）ウに定める事業（以下「事業」という。）に要する費用のうち、知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。）を対象とする。

2 前項に定める医療機関は、保険医療機関に限るものとする。

3 第1項に定める事業者は、実施要綱（17）オ（ア）に定めるものに限るものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助の対象としない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。

以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団

(2) 暴対法第2条第6号に規定する暴力団員が役員となっている団体

(3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者が役員となっている団体

(4) 次に掲げる暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体

ア 暴力団員が事業主又は役員に就任している団体

イ 暴力団員が実質的に運営している団体

ウ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している団体

エ 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら、その者と商取引に係る契約を締結している団体

オ 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与している団体

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している団体

- 5 補助金の交付の対象となる期間は、補助金の交付決定の時期にかかわらず、交付決定のあった日の属する年度の4月1日から3月31日までとする。

(交付額の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、次により算出された額とする。ただし、アにより算出された額に、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- ア 別表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- イ アにより選定された額と総事業費から当該事業に係る寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第3欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

(交付条件)

第5条 補助金の交付の決定に当たっては、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) この補助金は、その交付の目的に反して使用してはならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円（開設者が地方公共団体又は地方独立行政法人以外の事業者（以下「民間事業者」という。）にあつては30万円）以上の機械及び器具については、知事が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があつた場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) 補助金と補助事業に係る証拠書類等の管理については次によるものとする。
- ア 事業者が民間事業者以外の場合
補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした様式第1号による調書を作成し、これを事業完了後5年間保管しておかなければならない。
- イ 事業者が民間事業者の場合
事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。
- (8) 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合も含む。）は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第1号）により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月

30日までに知事に報告しなければならない。

なお、事業者が全国展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

- (9) 前号の報告があったときには、同号の補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (10) 民間事業者が締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- (11) 事業者は、この補助金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく県の負担又は補助を受けてはならない。
- (12) この補助金を受ける事業者は、県からの求めに応じて、救急隊からの疑い患者受入れ要請への対応状況について報告しなければならない。

（申請手続）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、福岡県新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業費補助金交付申請書（様式第2号）を知事に提出しなければならない。

（交付決定の通知）

第7条 知事は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付決定を行い、福岡県新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業費補助金（変更）交付決定通知書（様式第3号）により事業者に通知するものとする。

2 知事は、前項の場合において必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金等の交付の決定をすることがある。

（変更申請手続）

第8条 事業者は、この補助金の交付決定後の事情により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、福岡県新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業費補助金変更交付申請書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、変更交付決定を行い、福岡県新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業費補助金（変更）交付決定通知書（様式第3号）により事業者に通知するものとする。

（交付決定の取消）

第9条 知事は、事業者が第3条第3項に規定する団体であることが判明した場合、第5条に規定する条件に違反した場合、又は不正の手段により補助金の交付決定を受けた場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(概算払)

第10条 知事は、必要があると認める場合においては、概算払をすることができるものとする。その場合、福岡県新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業費補助金概算払請求書（様式第5号）を提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による請求があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の一部又は全部について、概算払いをするものとする。

(実績報告)

第11条 補助金の交付決定を受けた者は、事業が完了したときは、福岡県新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業費補助金実績報告書（様式第6号）を、事業完了後1か月を経過する日又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

(その他)

第12条 特別な事情により第6条、第8条又は第11条に定める手続によることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによることができるものとする。

附 則

この交付要綱は、令和2年7月22日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この交付要綱は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行に伴い改正される前の各様式については、令和3年3月31日までの間、改正後の各様式とみなすことができるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この交付要綱は、令和3年6月16日から施行し、令和3年度の補助金から適用する。

(経過措置)

- 2 令和2年度に福岡県新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業費補助金交付要綱第7条第1項により交付決定のあった補助金又は同要綱第8条第2項により変更交付決定のあった補助金の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和4年4月15日から施行し、この要綱による改正後の福岡県新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業費補助金交付要綱の規定は、令和4年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月19日から施行し、この要綱による改正後の福岡県

新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業費補助金交付要綱の規定は、令和5年4月1日から令和5年5月7日までの補助金に適用する。

附 則

この要綱は、令和5年5月8日から施行し、この要綱による改正後の福岡県新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業費補助金交付要綱の規定は、令和5年5月8日から令和5年9月30日までの補助金に適用する。

1 基準額	2 補助対象経費	3 補助率
<p>(1) 新設、増設に伴う初度設備を購入するために必要な需用品(消耗品)及び備品購入費 1床当たり 133,000円</p> <p>(2) 個人防護具(マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールド) 1人当たり 3,600円</p> <p>(3) 簡易陰圧装置 1床当たり 4,320,000円</p> <p>(4) 簡易ベッド 1台当たり 51,400円</p> <p>(5) 簡易診療室及び付帯する備品 実費相当額 ※ 簡易診療室とは、テントやプレハブなど簡易な構造をもち、緊急的かつ一時的に設置するものであって、新型コロナウイルス感染症患者等に外来診療を行う診療室をいう。</p> <p>(6) HEPAフィルター付き空気清浄機(陰圧対応可能なものに限る) 1施設当たり 905,000円</p> <p>(7) HEPAフィルター付きパーテーション 1台当たり 205,000円</p> <p>(8) 消毒経費 実費相当額</p> <p>(9) 救急医療を担う医療機関において、疑い患者の診療に要する備品 1施設当たり 300,000円</p>	<p>救急・周産期・小児医療機関において疑い患者を受け入れるために必要な需用費(消耗品費)、使用料及び賃借料、備品購入費</p>	<p>10分の10</p>

<p>(10) 周産期医療又は小児医療を担う 医療機関において、疑い患者に使用 する保育器 1台あたり 1,500,000円</p>		
--	--	--